**誓　約　書（例）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 理事

私は、社会福祉法人○○○会の　監事　就任に当たり、裏面の各号の者に該当

 評議員

していないことを誓約します。

社会福祉法人○○○会　理事長　様

令和　　年　　月　　日

住所

氏名 　　　　　　　　 ㊞

（注１）役員及び評議員の選任に当たり、役員及び評議員の候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、誓約書により確認を行う場合の一例です。

（注２）記名押印又は署名（自署）の場合に、印鑑登録印の押印や印鑑登録証明書の添付は必須では

ありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご留意ください。

（裏面）

＜社会福祉法＞

（評議員の資格等）

第４０条第１項　次に掲げる者は、評議員となることができない。

１　法人

２　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

（役員の資格等）

第４４条第１項　第４０条第１項の規定は、役員について準用する。

＜社会福祉法施行規則＞

第２条６の２　法第４０条第１項第２号（法第４４条第１項、第４６条の６第６項及び第１１５条第２項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

＜社会福祉法人審査基準＞

　第３－１－（６）

暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

＜破産法＞

（定義）

　第２条第４項　この法律において「破産者」とは、債務者であって、第３０条第１項の規定により破産手続開始の決定がされているものをいう。